

『年貢割附状』からみた 江戸時代の災害

- 明和4年亥年の水害と碧海郡西鶯鴨村 -

● 加藤博紀

江戸時代後期は火山噴火や冷害による飢饉など天災が相次いだ時代である。西三河にても例外ではなく、矢作川水系の水害に苦しめられつづけた。矢作川扇状地上にある碧海郡西鶯鴨村はその甚大な被害をこうむった村の一つである。江戸時代随一の水害・明和4年亥年の水害は、西鶯鴨村の生活の根本を揺るがした。農地を中心とする被災状況は、豊田市鶯鴨町に伝存する「年貢割附状」などの近世文書から知ることができる。この文書から、被災状況の他、復興への足取り、代官側の対応などやも知ることができた。また尾張藩内の諸村とも比較を行い、明和4年亥年の水害の影響範囲も検討した。

しかし、代官農民ともどもの努力にも関わらず、被害は大きかった。特に水田は最終的に水害前の半分程度しか復興することができなかった。

1. はじめに

筆者を含む平成9年度郷土遺跡調査担当者は鶯鴨町区民会館に年貢関係文書・村絵図を含む近世文書を所蔵していることを知った。そこで翌10年から2年にわたって川井啓介・鈴木達也(以上調査研究員)・伊藤秀紀(前調査研究員、現県立大府養護学校教諭)・後藤英史(前調査研究員、現県立名古屋西高等学校教諭)とともに、鶯鴨町文化財保護委員会の長谷川義雄氏などの協力を得てこの古文書を閲覧し、多くの事実を知りえた。本論は、筆者がこれらの閲覧を通して知りえたことを踏まえておこしたものである。

この鶯鴨区民会館所蔵文書(以下『鶯鴨区有文書』と記す)は、過去に昭和33~34年に『年貢割附状』と『年貢皆済状』が長谷川清氏・長谷川劔三郎氏らによって整理を受け、東・西鶯鴨村・領主ごとに分けられ、題名・石高・署名者(代官)を記載し、まとめられた。さらに昭和42年に「検地帳」や金銭出納帳の類が、整理されている。これらの調査の控えとして作成された『鶯鴨古文書年貢割附免定年貢皆済目録調査控書』(以下『長谷川レポート』と記す)を現在の文化財保護委員長の長谷川義雄氏がお持ちになっており、筆者が本論の参考にすることができた。

ここでは、明和4(1767)年亥年の水害とそれ以降の様子をテーマとするので、宝暦13(1763)年御料所となって以降の西鶯鴨村の「年貢割附状」を中心に考察をする。

2. 西鶯鴨村について

- その変遷とあいつぐ天災 -

(1) 近世以前の西鶯鴨村(図1)

三河国碧海郡西鶯鴨村は、旧加茂郡との郡境に位置し、現在は愛知県豊田市鶯鴨町となる。愛知県の中央部を占める豊田市でも南部に位置し、矢作川が巴川と合流し山間部から扇状地へと流れ出る位置に所在する。現在は東名高速道路が通り、第2東海自動車道とのジャンクションが建設される交通の要所ともいえる所でもある。

豊田市鶯鴨町周辺は碧海台地上を中心に旧石器時代から遺跡を有し、古墳・飛鳥時代には三味線塚古墳や神明遺跡などの有力な遺跡がみられるようになる。郷土遺跡の調査によると、13世紀になって継続的な集落が台地下の沖積地に形成され、この後18世紀にいたるまで綿々と集落が継続していたことから、遅くとも鎌倉時代までには人々が沖積地に進出し、5世紀以上にわたってその場所に住み続けた様子が窺える。¹

1 (財)愛知県埋蔵文化財センター編1998・P39



図1 鴛鴨町位置図



表1	年号	西暦	領主・村高(石)	検地実施記録	特記事項
西鴛鴨村領主・領主別石高変遷	正保3	1646	岡崎・626.411		
	慶安2	1649	岡崎・1,202.526	一円検地	
	寛文3	1663	岡崎・608.978		東西分村
	寛文4	1664	岡崎・466.9512		西田新郷分郷
	宝暦5	1755	岡崎・456.928	新切畑検地	
	宝暦13	1763	天領(御料所)・519.596		
	明和7	1770	天領(御料所)・450.786 岡崎・60.515		
	安永6	1777	天領(御料所)・496.9346 岡崎・60.515	新田検地	
	天明2	1782	大多喜(小牧)・443.2635 天領(御料所)・53.659 岡崎・60.515		
	文政5	1822	大多喜(小牧)・443.2635 沼津(大浜)・53.6598 岡崎・60.515		

(豊田市教委1980の表に加筆)

表2	元号	西暦	月	記事
明和5年以降矢作川の 水害	明和5	1768	2月	拳母大雨、矢作川通洪水、堤破損田畑浸水
			4月	矢作川通洪水、堤防破潰、城内浸水
			5月	大雨出水、引続浸水
	明和6	1769	6月	拳母川除堤再三の洪水で破堤流出
			8月	矢作川満水、樹木御殿へ立退
	明和8	1771	7月	矢作川満水、樹木御殿へ立退
	明和9	1772	8月	拳母大風雨、潰家15、出水破堤はなし
	安永2	1773	6月	拳母大雨、矢作川洪水破堤、城内浸水
	安永3	1774	8月	拳母矢作川通洪水、城中浸水
	安永8	1779	7月	拳母辺大風雨、所々破損
			8月	矢作川満水、堤押切、城内浸水、田畑水腐
	天明2	1782	6月	拳母矢作川洪水、堤防押切、田畑砂入
			8月	拳母矢作川通洪水、堤切所より水入、潰家あり
	天明6	1786	9月	拳母大風雨、城内所々破損、村々潰家多し

(豊田市教委1981の表を引用改変)

(2) 『鴛鴦区有文書』から見た西鴛鴦村(表1)
『鴛鴦区有文書』から近世の西鴛鴦村の様子、とくに生産力を示す石高と領主の変遷と検地の実施時期、検見方法の変化などを見てみたい。

岡崎領時代(1646～1762)

『長谷川レポート』によると、その年の納入すべき年貢額を記載した「年貢割附状」のうち最古のものは正保3(1646)年までさかのぼるといふ。この正保3年以降明治維新まではほぼ完全に「年貢割附状」などの年貢関係文書が現存している。なぜこの年から現存するかは不明だが、この前年の正保2(1645)年7月に鴛鴦村の領主になる水野忠善が三河国吉田から岡崎に入封しており、これとの関係が想定できる。ちなみに水野忠善は俗に「鬼監物」と呼ばれた。これは武者としての武辺ぶりと領内への苛政から領民が忠善を憎悪したものからきたものである²。相当に厳しい年貢徴収が行われたものと思われる。

慶安2(1649)年岡崎藩によって一円検地が実施された。鴛鴦村も対象であり、576石1斗1升5合を打ち出し、1202石余の石高とされた。

このように比較的規模が大きくなった鴛鴦村は、寛文3(1663)年に東・西鴛鴦村と他領の者をいれた枝村の西田新郷の3つに分けられた。ここで西鴛鴦村は460石前後という平均的な村に生まれ変わった。以後中小譜代大名または天領であったためか、一円検地は実施されていないが、宝暦5(1755)年に「新切畑検地水帳」が見られることから新しく開発された畑には検地を行ったようである。なおこの検地によって打出された石高は、岡崎藩の「年貢割附状」には別高として記載された。

御料所時代(1763～1769)

宝暦12年9月水野氏が肥前国唐津への転封にともない、西鴛鴦村は天領となった。宝暦13年の年貢割付状には御料所と記されている。三河国の天領は遠江国中泉(現静岡県磐田市)代官所の出張所である赤坂(現宝飯郡音羽町)役所の支配をうけたので、赤坂領とも称された。このときに宝暦5年の検地の打出しを村高に参入したので55石余が増加している。

この御料所時代にこの地域一帯に大きな被害を与えた明和4年亥年の水害がおきた。西鴛鴦村も重大な被害をこうむっている。この被災により東西鴛鴦村は寛永年間までの間に碧海台地上に移転し、現在のような集落を形成した。

御料所・岡崎領相給時代(1770～1781)

世評によると明和4年亥年の水害にこりて、当時老中職にあった岡崎藩主松平康福は幕府に所替を内申したといわれる³。そのためか明和6(1769)年11月石見国浜田から本多忠肅が入封した。ちなみにこの後この子孫が岡崎藩主を伝え明治維新に至る。

西鴛鴦村では60石余を岡崎領として分かち、2人の領主を持つこととなった。また、年号が不明のものもあるが、安永元(1772)年または安永5(1776)年と記載された東西鴛鴦村の新田検地帳が現存することから安永年間に新田の検地が実施され、打出された46石余の林畑が安永6(1777)年に村高に参入された。これ以降検地は実施されず、総村高の増加は見られない。

小牧領など三給時代(1782～)

西三河各地に分散した所領を持つ上総国大多喜藩主松平正升が、幡豆郡の所領を移され東西鴛鴦村の大部分を領することとなった。西鴛鴦村では御料所の大半を分けられ443石余を領した。小牧村(現西尾市)の陣屋が大多喜藩飛地と同族旗本知行地を支配したので小牧領と称される。ここで御料所・岡崎と三領に分かれることになった。

また文政4(1821)年11月に沼津藩主水野忠成が貨幣改鑄の成功により加増を受け、御料所分が沼津藩領とされた。三河国の沼津藩飛地は大浜村(現碧南市)の陣屋の支配を受けたので、大浜領と称された。

なお江戸時代中期以降いくつかの小領地に細分化されるようになり、村民も細かく分断され領主ごとに村役人を置くのが普通であるが、西鴛鴦村では名主は兼務していたようである⁴。

2 神崎彰利 1983・P 188

3 新編岡崎市史編集委 1992・P 904

4 豊田市教委 1980・P 572

(3) 西三河を襲った災害(表2)

江戸時代後期は火山噴火や冷害による飢饉など天災が相次いだ時代である。西三河にても例外ではなく、矢作川水系の水害に苦しめられつづけた。宝暦6(1756)年から続いた水害⁵以降、矢作川の川底は約4尺(132cm)余も土砂で高くなり、雪解、夕立などでさえも出水し、霖雨が降り続くとすぐに洪水になり、堤防に対して水が8合目まで増水すると出水が生ずる状態になった⁶。

特に明和4(1767)年亥年の水害は尾張・三河・美濃に大きな被害を与えた。7月11日から13日にかけて連日のごとく大雨となり、猿投山で山崩れが起こった。各地で堤防が決壊し、拳母城では床上5尺7寸(約1.8m)まで浸水した。西駕鴨村周辺では、隣の渡刈村で堤防決壊、またたくまに東西駕鴨村にまで至り、住居や農作物などに大きな被害を与えた。この結果渡刈村・東西駕鴨村では台地上に集落が移転した。ちなみに、文久3年(1863)に模写された岡崎領または大浜領分の田畑の位置を示す村絵図をみると、現在の駕鴨町のある台地に近い部分の田畑が明和4年以来荒れ地となったという記載が多いことから、当時の東西駕鴨村が所在した地域を中心に洪水の被害が大きく、復興も難しかったことがわかる。こうして年貢収納の安定した体制は一挙に崩壊し、各地で年貢米が急減した。

明和4年以降も表2のように水害が続いた。東西駕鴨村近辺でも、安永3(1774)年渡刈村では、村高の半分に近い244石余が年貢賦課対象から除かれ、例年200石を越えた年貢量は73石余に転落した。また安永8(1779)年8月の洪水は、岡崎龍海院の年譜に「十三年目の大水」つまり明和4年に匹敵する規模の水害と記録されている。⁷このような相次ぐ洪水は、耕地や用水施設、労働力に後遺症を残し、凶荒の慢性化をもとらすものとなった。

3. 西駕鴨村における田畑の荒廃と年貢の収奪 - 年貢割付状から見た西駕鴨村 -

では、具体的に西駕鴨村においては、明和4年亥年の水害ではどのような被害があったのだろうか。以下で見ていきたい。

(1) 西駕鴨村の免(年貢率)

まず、明和4年亥年の水害以前の西駕鴨村はどのような村であったのだろうか。

西田新郷を分立させた最初の年である寛文4年(1664)の年貢割付状を見ると、田方の免(年貢率)六ツ七分・本畑や新田なども含めた平均の免61.7%であった。これを同じ岡崎藩領下にあった他村と比較すると、同じ寛文4年の他村の平均免は67.2%で、田方の免では八ツ二分、七ツ七分といった高免の村があった。これらと比較すると西駕鴨村の田方免六ツ七分・平均免61.7%は低いといわざるを得ない⁸。

これにより西駕鴨村は、免の上では、高免の岡崎藩の中では低いランクに属する村であると推定される。即断を避けなければならないが、これは西駕鴨村が高免を負担することができない村であると藩側から判断されたと思われる。

(2) 江戸時代後半の傾向(表3・図2)

次に明和4年亥年の水害などによる西駕鴨村での田畑への被害と影響をおおまかに把握したい。

このため、岡崎領から御料所に所替された宝暦13年から倒幕期の混乱が始まる文久3年(1863)までの101年間の西駕鴨村の年貢割付状を開き、村高・納合米(本年貢、小物成や式升出目米などを含めた米納年貢の総量)・諸引高(検見引、川成引や須成引などを含めた年貢を賦課しない田畑の石高)を抜粋した。その上で年貢賦課対象となる田畑すべての実石高⁹とその実石高に対しどれだけの年貢が賦課されたかを示す取米率¹⁰を算出した。これらの推移をあらわしたものが、表3と図2である。但し、明和7年(1770)以降の岡崎領と天明2年(1782)以降の御料所、大浜領は小規模領主であるので除外した。

この結果をみると、明和4年以前は諸引高を

5 宝暦6年から9年にかけての年貢割付状を見ると、諸引高が増加していることから西駕鴨村も被害を受けた。なお洪水で命を落とした少女をまつる「おしんぼう地蔵」はこの時期に由来すると思われる。

6 豊田市教委1981・P 336

7 豊田市教委1981・P 340

8 新編岡崎市史編集委1992・P 310

9 (実石高) = (村高) - (諸引高)

10 (取米率) = (納合米) ÷ (実石高) × 100

除いた実石高は90%弱、取米率も42%強で安定していた¹¹。しかし、明和4年の大洪水で80%強の田畑が被害をうけ、18.9%の田畑からしか農作物を収穫することができなかった。翌明和5年で村高のうち10%程度の農地が起返されたが、明和7年(1770)までは同5年の状況が維持されるのみである。明和8年(1771)・9年(1772)と一転急速に起返を遂げ、村高のうち60%弱まで起返することができた。これ以降も徐々に起返が進み、安永6年(1777)でおおよそ復興が済んだと思われる。但し、安永8年(1779)には岡崎龍海院の年譜に明和4年に匹敵する規模の水害と記録された洪水により、3.6%の農地が引高とされたが、翌年には復興したようである。なお安永3年(1774)の渡刈村へ甚大な被害を与えた洪水のときにはこれと関連すると思われる記載はないので、西鷺鴨村ではこの年の被害は軽微であったと思われる。天明3年(1783)より定免制が採用されたようで、数値の変化が稀になり、寛政8年(1796)以降は数値の変化がない。最終的に宝暦13年と比較して、村高のうち11.8%にあたる120石余の田畑が復興することなく放棄されたことになる。

一方、取米率を見ると、明和4年の洪水により、取米率は31.5%に下がり、安永7年(1778)まで下降し、翌8年やや上昇するが、安永9年(1780)には最低の15.7%を記録する。これは起返分の田畑への免を低く設定したため、起返分の増加とともに取米率が相対的に低下したものである。翌年からは緩やかに上昇し、結局寛政8年の19.9%という極めて低いレベルで固定している。おおよそその復興を遂げた西鷺鴨村にも年貢の増徴が行われたが、復興後も領主側は低免を許さざるを得ない状況であったと推測される。この結果、天領では五公五民といわれる年貢率と比べると異常に低い年貢率になった。

これらから明和4年亥年の水害が西鷺鴨村に与えたものは、以下のように推定される。

宝暦12年以前の年貢割付状を実見しても諸引高が長期間大量に継続することはなかった。これらからも明和4年亥年の水害は、江戸時代随一の大災害であり、かつその被害は後世まで続

いた。

明和4年亥年の水害による被害は、おおよそその復興に安永6年までの10年の月日を要した。但し、復興をあきらめざるを得ない農地も少なからず存在した。さらにその後に安永8年の洪水でも農作物の被害を受けている。

明和4年亥年の水害は、もともとあまり高免を負担できない西鷺鴨村の免を半分程度に低下させた。

(3) 宝暦13～天明3年の傾向(表4・図3)

さらに明和4年亥年の水害などによる西鷺鴨村の本田畑・新田畑それぞれの荒廃状況を細かく把握する。

このため、宝暦13年から大多喜藩が定免を導入する天明3年までの本田・新田・本畑・新畑⁽¹²⁾それぞれの年貢賦課可能分及びそしてそれぞれの高におけるその割合、またその年の引高とされた田畑への被害を表したものが、表4・図3である。但し、明和7(1770)年以降の岡崎領と天明2(1782)年以降の御料所は小規模領主であるので除外した。

明和4年以前は、本田80%強、新田49%、本畑100%弱と安定した収穫を田畑ともに得ていた。しかしグラフには明瞭に表われないが、明和2年から「風水損」(おそらくは台風による被害)による引高があり、これらのときに流入した土砂が矢作川に残り明和4年亥年の水害を引き起こした原因の一つとも思われる。

そして明和4年の亥年の水害では、新畑すべてと本畑20%強を残し、すべての田畑が収穫を得ることができなかった。さらに年貢割付状の本田・新田の諸引高を詳しく見ると、農作物への被害を示すと考えられる「水損皆無引」は本田で11.5%、新田27.1%しかなく、農作物だけではなく農地自体への被害を示すと思われる「須入引」と「川成引」は、諸引高のうち本田で71.5%、新田で19.0%に及ぶ。(ちなみに残りは過去の水害などによる引高である)「須入引」の内、農地として復興できたのは明和5年の3石余分しか記載がなく、一方では「川成引」で復興できた農地は天明元年まで記載がある。また本畑の「須入

11 宝暦10年から12年にかけても546俵(=219石余)の定儀納(定免)が導入されていた。

12 安永6(1777)年より46石余高入分を含む。

図2 実石高と取米率の推移

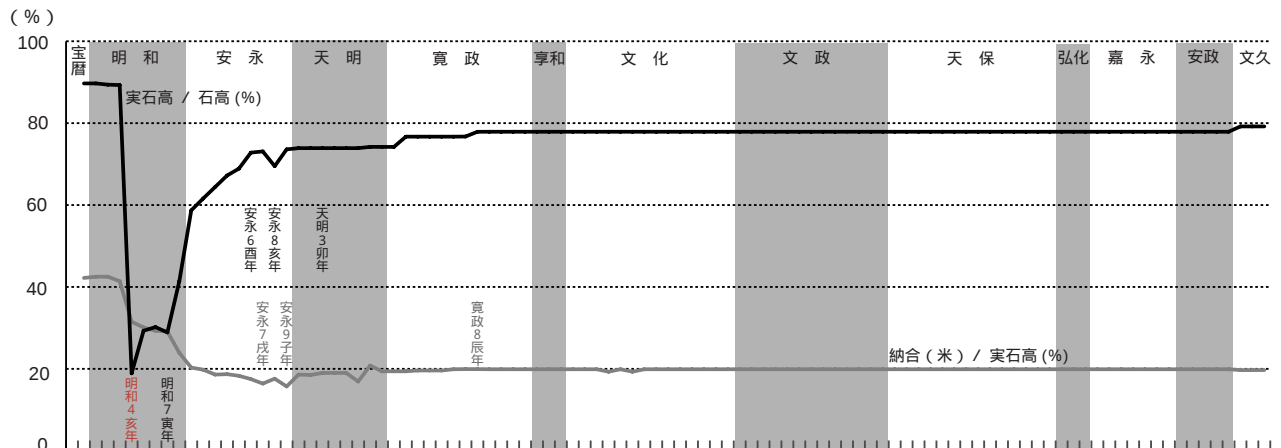


表3 総石高に対する実石高率と実石高に対する取米率

1763 ~ 1781 年は天領(御料所) 1782 ~ 1863 年は大多喜(小牧)

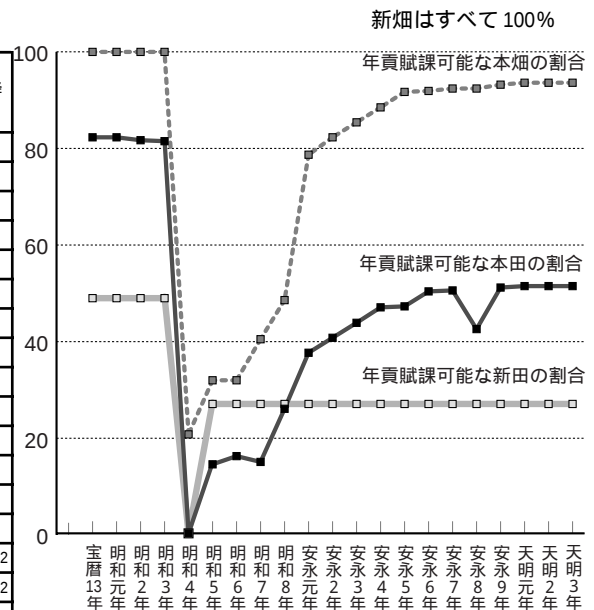
68

西暦	元号	実石高 / 石高 %	納合(米) / 実石高 %	西暦	元号	実石高 / 石高 %	納合(米) / 実石高 %	西暦	元号	実石高 / 石高 %	納合(米) / 実石高 %	西暦	元号	実石高 / 石高 %	納合(米) / 実石高 %
1763	宝暦13未	89.7	42.2	1788	天明8申	74.2	19.4	1813	文化10酉	77.9	19.9	1838	天保9戌	77.9	19.9
1764	明和元申	89.7	42.5	1789	寛政元酉	74.2	19.4	1814	文化11戌	77.9	19.9	1839	天保10亥	77.9	19.9
1765	明和2酉	89.4	42.5	1790	寛政2戌	76.7	19.4	1815	文化12亥	77.9	19.9	1840	天保11子	77.9	19.9
1766	明和3戌	89.3	41.4	1791	寛政3亥	76.7	19.6	1816	文化13子	77.9	19.9	1841	天保12丑	77.9	19.9
1767	明和4亥	18.9	31.5	1792	寛政4子	76.7	19.6	1817	文化14丑	77.9	19.9	1842	天保13寅	77.9	19.9
1768	明和5子	29.3	30.1	1793	寛政5丑	76.7	19.6	1818	文政元寅	77.9	19.9	1843	天保14卯	77.9	19.9
1769	明和6丑	30.2	29.3	1794	寛政6寅	76.7	19.9	1819	文政2卯	77.9	19.9	1844	天保15辰	77.9	19.9
1770	明和7寅	28.9	29.1	1795	寛政7卯	76.7295	19.938	1820	文政3辰	77.9	19.9	1845	弘化2巳	77.9	19.9
1771	明和8卯	41.4	23.9	1796	寛政8辰	77.8911	19.932	1821	文政4巳	77.9	19.9	1846	弘化3午	77.9	19.9
1772	安永元辰	58.7	20.3	1797	寛政9巳	77.9	19.9	1822	文政5午	77.9	19.9	1847	弘化4未	77.9	19.9
1773	安永2巳	61.6	19.8	1798	寛政10午	77.9	19.9	1823	文政6未	77.9	19.9	1848	嘉永元申	77.9	19.9
1774	安永3午	64.4	18.6	1799	寛政11未	77.9	19.9	1824	文政7申	77.9	19.9	1849	嘉永2酉	77.9	19.9
1775	安永4未	67.2	18.7	1800	寛政12申	77.9	19.9	1825	文政8酉	77.9	19.9	1850	嘉永3戌	77.9	19.9
1776	安永5申	68.9	18.3	1801	享和元酉	77.9	19.9	1826	文政9戌	77.9	19.9	1851	嘉永4亥	77.9	19.9
1777	安永6酉	72.8	17.5	1802	享和2戌	77.9	19.9	1827	文政10亥	77.9	19.9	1852	嘉永5子	77.9	19.9
1778	安永7戌	73.1	16.4	1803	享和3亥	77.9	19.9	1828	文政11子	77.9	19.9	1853	嘉永6丑	77.9	19.9
1779	安永8亥	69.5	17.6	1804	文化元子	77.9	19.9	1829	文政12丑	77.9	19.9	1854	嘉永7寅	77.9	19.9
1780	安永9子	73.6	15.7	1805	文化2丑	77.9	19.9	1830	文政13寅	77.9	19.9	1855	安政2卯	77.9	19.9
1781	天明元丑	73.9	18.6	1806	文化3寅	77.9	19.9	1831	天保2卯	77.9	19.9	1856	安政3辰	77.9	19.9
1782	天明2寅	73.9	18.5	1807	文化4卯	77.9	19.3	1832	天保3辰	77.9	19.9	1857	安政4巳	77.9	19.9
1783	天明3卯	73.9	19.0	1808	文化5辰	77.9	19.9	1833	天保4巳	77.9	19.9	1858	安政5午	77.9	19.9
1784	天明4辰	73.9	19.0	1809	文化6巳	77.9	19.3	1834	天保5午	77.9	19.9	1859	安政6未	77.9	19.9
1785	天明5巳	73.9	19.0	1810	文化7午	77.9	19.9	1835	天保6未	77.9	19.9	1861	文久元酉	79.2	19.7
1786	天明6午	73.9	16.9	1811	文化8未	77.9	19.9	1836	天保7申	77.9	19.9	1862	文久2戌	79.2	19.7
1787	天明7未	74.2	20.8	1812	文化9申	77.9	19.9	1837	天保8酉	77.9	19.9	1863	文久3亥	79.2	19.7

表4 本田畑・新田畑の年貢賦課可能分の石高
及び割合とその免
(単位は石高は石、割合と免は%)

西暦	元号	本田	年貢賦課 可能な本田	年貢賦課 可能な新 田の割合	起返 (本田)	新田	安永6年以降 高入新田
1763	宝暦13年	199.39	199.347	99.98		46.655	
1764	明和元年	199.39	199.347	99.98		46.655	
1765	明和2年	199.39	199.347	99.98		46.655	
1766	明和3年	199.39	199.347	99.98		46.655	
1767	明和4年	199.39	41.546	20.8		46.655	
1768	明和5年	199.39	63.783	32.0	22.237	46.655	
1769	明和6年	199.39	63.783	32.0		46.655	
1770	明和7年	172.983	70.1356	40.5	14.8	40.4761	
1771	明和8年	172.983	84.1356	48.6	14	40.4761	
1772	安永元年	172.983	136.1956	78.7	52.6	40.4761	
1773	安永2年	172.983	142.3756	82.3	6.18	40.4761	
1774	安永3年	172.983	147.7756	85.4	5.4	40.4761	
1775	安永4年	172.983	153.1756	88.5	5.4	40.4761	
1776	安永5年	172.983	158.6356	91.7	5.46	40.4761	
1777	安永6年	172.983	159.0256	91.9	0.39	40.4761	46.142
1778	安永7年	172.983	159.8056	92.4	0.78	40.4761	46.142
1779	安永8年	172.983	159.8056	92.4		40.4761	46.142
1780	安永9年	172.983	161.2356	93.2	1.43	40.4761	46.142
1781	天明元年	172.983	161.8856	93.6	0.65	40.4761	46.142
1782	天明2年	154.3036	144.4045	93.6		36.1053	41.1594
1783	天明3年	154.3036	144.4045	93.6		36.1053	41.1594

図3 本田畑・新田畑の年貢賦課可能分の割合推移



西暦	元号	新田	年貢賦課 可能な新田	年貢賦課 可能な新 田の割合	本田	年貢賦課 可能な本田	年貢賦課 可能な本 田の割合	起返 (本田)	本田免 (起返除)	新田免 (起返除)	本田免	新田	納合(米) /実石高%	特記事項
1763	宝暦13年	16.013	7.843	49.0	257.538	212.029	82.3							
1764	明和元年	16.013	7.843	49.0	257.538	212.029	82.3		46.6	19.1	36.1	19.9	42.5	
1765	明和2年	16.013	7.843	49.0	257.538	210.501	81.7		46.8	19.9	36.1	19.9	42.5	風水損
1766	明和3年	16.013	7.843	49.0	257.538	209.989	81.5		44.8	17.5	36.1	19.9	41.4	
1767	明和4年	16.013	0	0.0	257.538	0	0.0		0	0	36.1	19.9	31.5	大洪水
1768	明和5年	16.013	4.343	27.1	257.538	37.514	14.6	10.261	32.3	24.2	36.1	19.9	30.1	
1769	明和6年	16.013	4.343	27.1	257.538	42.097	16.3	4.583	30.9	24.2	36.1	19.9	29.3	
1770	明和7年	13.8922	3.7677	27.1	223.43	33.7612	15.1	12	18.3	24.4	36.1	19.9	29.1	旱損
1771	明和8年	13.8922	3.7677	27.1	223.43	58.3748	26.1	14	19	24.3	36.1	19.9	23.9	旱損
1772	安永元年	13.8922	3.7677	27.1	223.43	84.1218	37.7	21.6	16.7	24.5	36.1	19.9	20.3	
1773	安永2年	13.8922	3.7677	27.1	223.43	91.1218	40.8	7	17.3	25.2	36.1	19.9	19.8	
1774	安永3年	13.8922	3.7677	27.1	223.43	98.1218	43.9	7	14.94	22.82	36.11	19.88	18.6	
1775	安永4年	13.8922	3.7677	27.1	223.43	105.3218	47.1	7.2	16.13	22.82	36.11	19.88	18.7	
1776	安永5年	13.8922	3.7677	27.1	223.43	105.5762	47.3	6.96	15.15	22.82	36.11	19.88	18.3	虫付
1777	安永6年	13.8922	3.7677	27.1	223.43	112.5218	50.4	0.24	20.26	28.85	36.11	19.88	17.5	
1778	安永7年	13.8922	3.7677	27.1	223.43	113.1218	50.6	0.6	16.3	28.85	36.11	19.88	16.4	
1779	安永8年	13.8922	3.7677	27.1	223.43	95.1658	42.6		21.7	34.23	36.11	19.88	17.6	水損水□□
1780	安永9年	13.8922	3.7677	27.1	223.43	114.3218	51.2	1.2	12.85	28.29	36.11	19.88	15.7	
1781	天明元年	13.8922	3.7677	27.1	223.43	115.0418	51.5	0.72	21.13	46.85	36.11	19.88	18.6	
1782	天明2年	12.3921	3.3609	27.1	199.3031	102.6191	51.5		21.13	46.84	36.11	19.92	18.5	
1783	天明3年	12.3921	3.3609	27.1	199.3031	102.6191	51.5		21.96	46.84	36.1	19.88	19.0	

引」では同じく天明元年まで記載があるので、年貢割付状では「須入引」は水田として復興することが困難なほどの、おそらくは大量の土砂をかぶり水田としては利用できない程度の、被害を受けたものと想像される。「川成引」はそれよりもやや軽傷の被害を指していると思われる。ちなみに明和5(1768)年の年貢割付状には過去の分も含めて「須入引」の引高は、諸引高のうち本田で21.0%、新田で51.0%である。

明和4年以降、明和7年ごろまでは復興が思うように進まず、「旱損」「虫付」という被害が続くが、それ以降は順調に復興が行われたようである。しかし安永6年段階で総村高のうち本田51%強、新田27%強までしか復興できず、明和3年と比較しても、本田62%程度、新田55%程度しか復興ができなかった。水田は、大量に土砂をかぶりまたは河川の一部となり、半分程度が放棄されたと推測される。一方、畑地はほとんどが復興され、年貢賦課可能な農地のうち3分の2強を占めるにいたる。これは、低免に設定される畑地が多くを占めるということになり、起返分として低免に設定された農地が多く存在することを加味すると、復興とともに村の取米率が低下することになる。

これらから明和4年亥年の水害による西駕鴨村の田畑被害状況は、以下のように推定される。

明和4年亥年の水害は、主に水田に甚大な被害を与え、最終的に半分程度は復興されなかった。

この結果、もともと半分強が畑地であった西駕鴨村は、3分の2強が畑地となり、取米率を低下させることとなった。

(4) 明和元～天明元年の免と

「大草太郎左衛門」(表4・図4)

また、領主側はこの明和4年亥年の水害の甚大な被害に対してとった動向を見てみる。このために免について把握すれば、どのような年貢減免措置などをとったかがわかると思われる。

本田・新田などを区別してそれぞれの免を算出できる明和元年から小牧領へ移行する直前の天明元年(1781)までを対象とする。(小牧領と

なって定免が導入され、傾向がつかみにくいので除く)起返分を除いた本田・新田の免を示したグラフが図4である。ちなみに本畑と新畑の免は、それぞれ「三ツ六分壹厘壹毛(36.11%)」「壹ツ九分八厘八毛(19.88%)」で、変動はない。

明和4年以前は、本田45%前後・新田20%弱とある程度固定されている。明和4年亥年の水害による米の全滅後は、おおよそ復興したと思われる安永6年を境に傾向が変わる。

明和5年～安永5年段階を見ると、新田25%弱の免であり変動が見られない。しかし、水田の多くを占める本田では、明和5・6年こそ30%強の免であったが、明和7年以降20%以下となり安永3年には15%を切るにいたる。

安永6年以降では、安永年間に実施された新田検地による村高の増加ばかりでなく、一転して本田・新田ともに増徴が図られている。また年ごとの免の変動が大きい。これは、洪水の被害を受けた安永8年は高免であることと安永8年を除き年貢総量はほぼ一定であることから見ると、豊凶に変動されているというよりも村としての年貢総量を確保するためと考えられる。御料所が中心となる最終年の天明元年には、本田「貳ツ壹分壹厘三毛(21.13%)」新田「四ツ六分八厘五毛(46.85%)」となり、その免が小牧領にも継承される。ただし新田でこの一般的な免が課せられるのは3石強に過ぎず、村全体としては低免であるといえる。

以上のように見てきた西駕鴨村の免の動向であるが、これは領主が洪水の被害を受けた西駕鴨村をどのように扱ってきたかということでもある。明和7年以降、復興を助けるために低免を続け、おおよそその復興の後は年貢増徴という幕府全体の路線にしたがった結果と思われる。このときの西駕鴨村御料所の代官は「大草太郎左衛門」で、大草政^{まさ}薫^{ただ}という人物にあたる。「大草太郎左衛門」一族は駿河・遠江・三河の代官を代々歴任し、大草政薫は宝暦11年(1761)遠江の中泉代官となり、安永4年に三河の赤坂代官を兼任している。¹³大草政薫自身は遠江・三河・信濃に支配地を持ち、宝暦13年に西駕鴨村が天領

13 新編岡崎市史編集委 1992・P 382

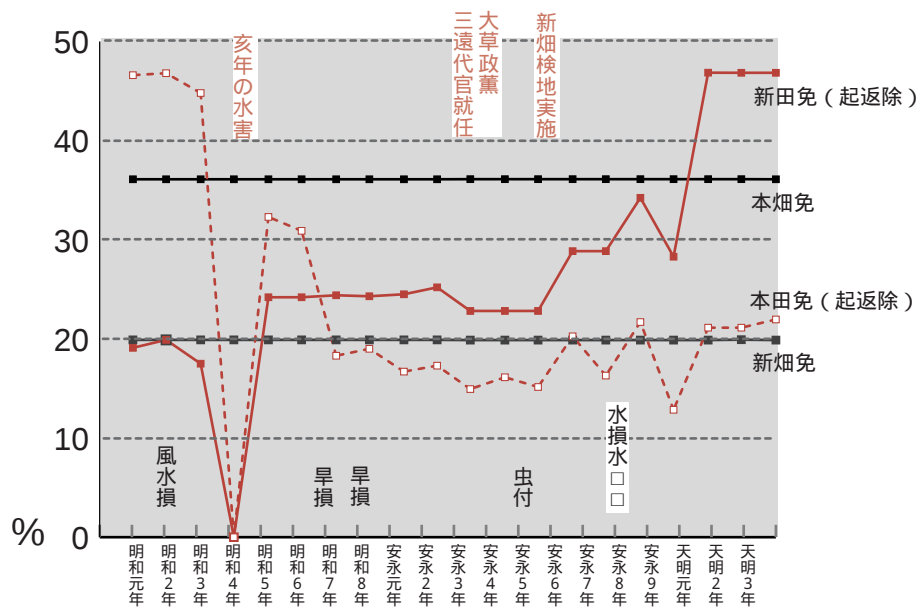
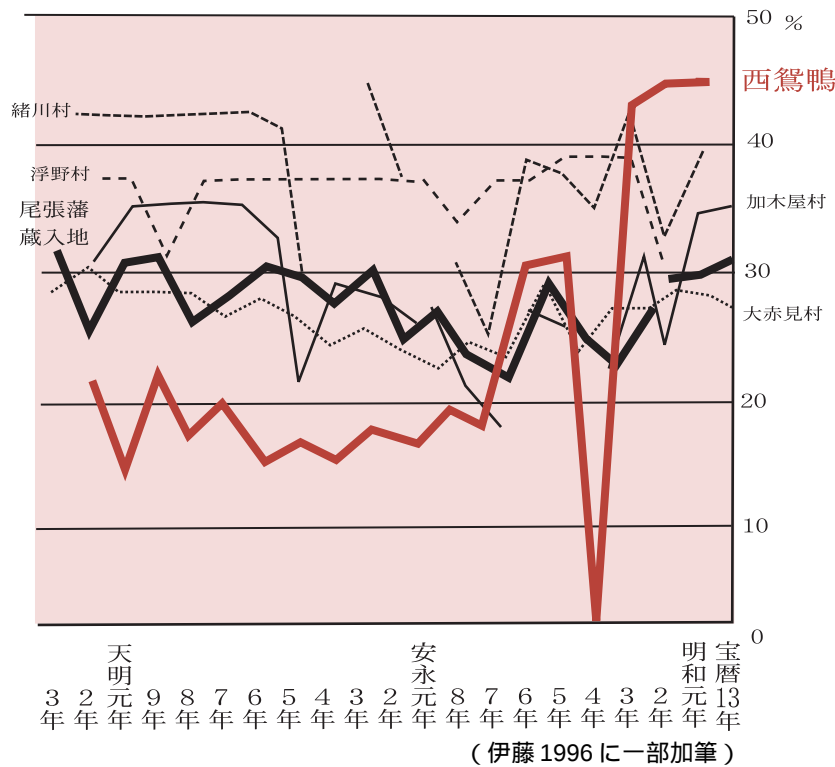


図4 本田畑・新田畑の免の推移

図5 西鴛鴨村と尾張藩諸村との本田免の推移



(伊藤 1996 に一部加筆)

となって以降、常に大草政黨の支配下にあった。ちなみに現在の鴛鴨町の八幡宮に「大草太郎左衛門」をまつている¹⁴。これは、この大草政黨をまつたものと思われる。しかし、莫大な額に上がった借財を埋めるために御料の村々から金銭を借り入れたがその返済に怪しいところがあり、年貢や公金の取り扱いで不正があるとして、寛政2年2月八丈島に遠島となっている¹⁵。

彼は、明和4年亥年の水害によって流失した伊保村の用水池の大堰に対し翌年復旧工事のために金50両を¹⁶、明和6年にも八草村の堤防切所修復工事や田初村「用水井堰」工事にも賃米や杭代を負担している¹⁷。代官の職務上このような工費負担は当然であろうから、東西鴛鴨村に対しても同様な工費負担があったであろうことは容易に想像できる。東西鴛鴨村の被害から考えるとおそらくは大規模な工事となり、これを東西鴛鴨村民は恩として八幡宮にまつたものと思われる。

これから明和4年亥年の水害以降、復旧のために代官からどのような援助があったかが、以下のように想像される。

明和4年亥年の水害の被害に対し、明和7年から年貢減免が積極的に行われた。しかしおおよその復興を遂げた安永6年以降は年貢総量の確保が行われており、代官も復興を遂げたと認識したと思われる。

堤防・農地・灌漑施設などの復旧に対し、代官からの多額の工費負担があったと想像される。

(5) 宝暦末年～天明初年の尾張藩領諸村との比較(図5)

最後に、この地方に明和4年亥年の水害はどのような被害を与えたかを知るために、尾張藩領内の丹羽郡大赤見村・同郡浮野村・知多郡加木屋村・同郡緒川村の本田免¹⁸と西鴛鴨村の本田免とを比較した。これをあらわしたのが、図5である。

なお尾張藩では、寛保元年(1741)以降取米率が上昇し蔵入地の取米率30%前後を確保してきたが、農民層の分解と下層農民の抵抗から明和・安永年間は取米率が激減し明和7年には最低を

記録するにいたる。天明元年からの農政転換を中心とする天明改革により再び取米率が上昇してゆく¹⁹。西鴛鴨村において本田免がわかる明和元年から天明元年までは、尾張藩でも年貢減少を見せていた時期である。また明和2・4・8年に水損、安永2年に凶作、安永3年に飢饉があったとされる。特に明和4年の洪水で死者四千人を出し、30万石が水入りするという被害をうけた²⁰。

前述の4カ村でも明和2年頃から急激な落ち込みが増え、明和6年から安永2年頃にかけてを底にして再び上昇傾向を見せ安永7年頃には安定する。これは、無論農民の抵抗もあろうが、水損をはじめとした災害で免を下げざるをえなかったことを意味すると考える。

また、この時期がさらに西鴛鴨村に大きな被害を与えた洪水が起きた明和4年は、尾張藩でも明和7年と並んで蔵入地の取米率が下がった時期で、知多郡の2カ村は下降が見られるのに対し、丹羽郡の2カ村では免の下降は見られない。これは、明和4年は知多郡から碧海・加茂郡にかけて何かの原因で収穫が減少したことを意味し、それはやはり洪水が洪水を引き起こした連日の大雨に起因するものと考えられる。

これから以下のことがいえよう。

明和年間から安永7年頃にかけては尾張から西三河にかけて、水損をはじめとした災害が多発した。特に明和4年のものは知多郡から碧海・加茂郡にかけて各地で水害があったと思われる。

(6) 西鴛鴨村にとっての明和4年亥年の水害とは？

明和年間から安永7年頃にかけて現在の愛知県下は災害が相続く時代であった。この時矢作川のつくる扇状地上にあり、あまり農業生産性が高いといえない西鴛鴨村にとって、特に明和4年の洪水は江戸時代随一の大災害で、村民の不断の努力や代官による減免や堤防などの復旧工事の工費負担などにより安永6年までの10年でおおよその復興を遂げた。但し、復興をあきらめざるを得ない農地も少なからず存在し、特に水

14 長谷川義雄氏のご教示による

15 賀川隆行『日本の歴史 崩れゆく鎖国』p159

16 豊田市教委 1981・P 339

17 豊田市教委 1981・P 343

18 伊藤忠士 1996・P 187

19 伊藤忠士 1996・P 182

20 新編岡崎市史編集委 1992・P 902

田に甚大な被害を与え、最終的に半分程度は復興されなかった。この結果、3分の2強が畑地となり、取米率を低下させることとなった。以上のこの苦しい洪水体験が、明和4年の洪水を代々語り継いでいくことになったのだろうと思われる。また、この激動の中で農民階層分化が進み、天保7(1836)年の加茂騒動へつながっていくことになるのだろう。東西鴛鴨村ではどれだけの農民がこの一揆に参加したかは不明だが、何らかの形で接触があったものと思われる。

4. むすび

以上、近世の東西鴛鴨村の歴史を紹介しながら、『鴛鴨区有文書』の西鴛鴨村に関する部分の「年貢割附状」から明和・安永期の水害、特に明和4年の洪水の被害状況とそれ以降の復興していく様子を見てきた。

「年貢割附状」だけではなく、「年貢皆済状」や村絵図などの他の文書をも対象とすれば、当初我々が意図したこの洪水の被害場所などもわかったことと思われるが、週1回の文書閲覧ではそこまではかなわなかった。また「年貢割附状」という領主側の文書を利用したため、村民の復興努力などはまったく知ることができなかった。

また、ここで問題とした時期は、享保改革から推し進めてきた年貢増徴・新田開発といった政策が破綻し、田沼意次政権が商業資本と結び幕府財源を確保しようとしていた時期である。本論では年貢収奪に対する農民の抵抗といった観点の欠け、今後の研究課題となろう。

『鴛鴨区有文書』は、正保3年以降明治初年までの年貢関係文書・検地帳・大福帳・村絵図などが多数残っており、岡崎藩の村政や人口の変遷なども知ることができる。今後の進展に期待したい。

最後に、小稿をまとめるにあたって、川井氏・鈴木氏・伊藤氏・後藤氏に多大なご指導・ご協力を得た。また、文化財保護委員長の長谷川義雄氏には鴛鴨区民会館の開錠・施錠をはじめ、数々のご教示などをたまわった。他、同僚の調査研究員をはじめ多数の方の協力をたまわった。記して謝意を表します。

[付記]

「年貢割附状」を実見して、藩の違いによる文書形式の違いがあり相互の比較に手間取った。そこで私達が確認した範囲でその文書形式の違いを後学のために参考として載せておきたい。

また、2000年2月現在で、『鴛鴨区有文書』の整理により状況は下記のことを確認できた。多数の村政文書があるので、調査が望まれる。

・「年貢割附状」…鴛鴨村の正保3(1663)年以降の書状は、東西ともに領主をとわず、慶応3(1867)年まで完全に残存している。

・「年貢皆済状」…鴛鴨村の正保3(1663)年の書状が単独で残存。それ以降の岡崎領分の書状は、西村は文久元(1861)年以降、東村は嘉永3(1850)年以降が残存。なお、大多喜藩分は「年貢割附状」の裏書に年貢皆済を証明する様式のため存在しない。その他の領主分は慶応3(1867)年まで完全に残存している。

参考文献

- | | | |
|-----------------|---------|--------------------------------|
| (財)愛知県埋蔵文化財センター | 1998.3 | 『(財)愛知県埋蔵文化財センター平成9年度年報』 |
| 新編岡崎市史編集委員会 | 1992.7 | 『新編岡崎市史近世3』 |
| 豊田市教育委員会 | 1981.3 | 『豊田市史二近世』 |
| 豊田市教育委員会 | 1980.3 | 『豊田市史七近世』 |
| 林英夫他 | 1987.9 | 『図説愛知県の歴史』河出書房 |
| 賀川隆行 | 1992.7 | 『日本の歴史 崩れゆく鎖国』集英社 |
| 青木美智男 | 1989.2 | 『大系日本の歴史 11 近代の予兆』小学館 |
| 神崎彰利 | 1983.4 | 『検地 - 縄と竿の支配』教育社 |
| 木村礎 | 1980.7 | 『近世の村』教育社 |
| 村上直 | 1997.1 | 『江戸幕府の代官群像』深高社 |
| 伊藤忠士 | 1996.12 | 『尾張藩における年貢の収奪』『近世領主権力と農民』吉川弘文館 |

寛文四年（一六六四）岡崎藩領分

岡崎領西駕鴨村辰之免定

一高四百六拾六石九斗五升壹合貳勺
内

三斗九升

拾三石壹斗七升八合六勺

田方八拾七石四斗四升九合貳勺

田方八拾三石壹斗九升貳合

田方八拾三石三斗壹升九合六勺

山田

烟方百拾壹石八斗七升六合三勺

烟方七拾五石七升三升壹合五勺

荒子

烟方拾壹石八斗壹升四合

山口田

子ノ新切畑

一高壹石貳斗六升四合

申ノ新切畑

一高貳石六斗四升三勺免三ツ七分

丑ノ新切畑

一高壹斗四升七合免貳ツ取

当辰七斗五升西田新郷出シ候分引

一米三石六斗六升五合

一米壹石四斗三升貳合

一米四斗四升六合

一米七升六合

一米壹斗七升

右之通相定上者極月十日以前二

急度皆済可仕者也

都築勘兵衛

寛文四年辰十一月廿一日

櫛木茂兵衛

印

右之村庄屋百姓中

宝曆十一年（一七六一）岡崎藩領分

岡崎領西駕鴨村免定

一高四百五拾六石九斗貳升八合
内

三斗九升

壹斗七升三合

壹石六斗五升四合

四升三合

三石八斗七升九合

田方七拾七石七斗壹升七合

田方八拾貳貳貳斗七升七合

山田八拾五石貳斗九升八合

山田五石五斗壹升三合

山田壹石貳升七合

烟方百拾壹石九斗七升壹合

烟方七拾五石五斗七升貳合

山田拾壹石八斗壹升四合

一高四拾石七斗五升貳合

内

九斗貳升

五石九斗五升三合

壹石貳斗九升七合

田方三石六升三合

烟方拾六石九升六合

田方四石八斗貳升貳合

烟方八石六斗壹合

一高六斗九升

一高一斗五升六合

一高三石五升五合

一高九升

一高七石壹斗五升五合

一高拾石七斗七升

一米三石四斗九升八合

一米六斗貳升七合

右式拾々條高合五百九石四斗壹升貳合

此取米五百四拾六俵（辰年々午年迄願之俵高）

（ ）内は2段書き

右之通極月廿日以前

急度可致皆済者也

宝曆十一年巳十二月七日

劔持嘉兵衛

古市四郎右衛門

印

右之村庄屋百姓中

明和四年（一七六七）御料所（赤坂領）分

亥御年貢可納割付之事

三河国碧海郡

西鷺鴨村

一高五百拾九石五斗九升六合

此訳

田高二百五拾七石五斗三升八合

二石三斗六升一合

二拾四石四斗七升七合

内 拾六石九斗七升一合

三拾二石九斗一升八合

百五拾一石一斗五升四合

式拾九石六斗五升七合

小以二百五拾七石五斗三升八合

残なし

畑高百九拾九石三斗九升

内 四升三合

百五拾七石八斗一合

小以百五拾七石八斗四升七合

残四拾一石五斗四升六合

此取米拾五石四合

田高拾六石一升三合

八石一斗七升

内 三石五斗

四石三斗四升三合

小以拾六石一升三合

残なし

畑高四拾六石六斗五升五合

此取米九石式斗七升三合

小以取米二拾四石二斗七升七合

外

一米壹石三斗八升七合

一米三石六斗九升八合

内 式斗 式升出目米

一米六斗六升三合

内 三升六合 式升出目米

一米七升

内 四合 式升出目米

是者大林村渡苅村私領市場村入会

懸高二百九拾八石式升四合

外高二百二拾一石五斗七升二合

田方五分以上引高

之分除く

一米一斗七升九合

懸高同

一米六斗三升

内三升四合

一永七百四拾五文一分

米三拾石九斗四合

納合永七百四拾五文一分

右者検見取当亥御成箇書面之通

相極候条村中小百姓入作之者迄不残寄合

此免状を無高下令割賦極月十日

以前急度可皆済者也

明和四亥十一月

大草太郎左衛門印

右村

名主

組頭

惣百姓

御伝馬宿入用

六尺給米

式升出目米

御蔵前入用

天明三年（一七八三）大多喜藩領（小牧領）分
卯年西駕鴨村年貢可納割付之事

一高四百四拾三石式斗六升三合五勺
内
壹石八斗式升七合壹勺 本田前々井道代引
四拾壹石八斗七升七勺 本田前々須入引
三拾九石八斗五升式合七勺 本田前々川成引
拾三石壹斗三升三合五勺 本田前々荒地引
六石三斗式升式合六勺 新田前々須入引
貳石七斗八合六勺 新田前々川成引
三升三合三勺 本畑前々荒地引
九石八斗六升五合八勺 本畑前々須入引
小以高百拾五石六斗壹升四合三勺 本田
高百壹石九斗七升六合九勺 本田
此取米貳拾貳石三斗九升五合壹勺 同断
高六斗四升式合貳勺 同断
此取米四升四合六勺 新田
高三石三斗六升九勺 此取米壹石五斗七升四合四勺
高三拾貳石壹斗五升壹合五勺 本畑本免
此取米拾壹石六斗壹升壹合四勺 免三ツ六分壹厘壹毛余
高九拾四石八斗四升九合七勺 同取下
此取米九石貳斗六升四合五勺 免九分七厘七毛内
去年西迄年々
高拾四石八斗五升二合壹勺 同起返取下
此取米八斗九升壹合壹勺 免六分
去ル戌
高六斗九升五合八勺 同起返取下
此取米四升壹合九勺 免六分三厘之内
去ル子
高壹石貳斗七升五合六勺 同起返取下
此取米七升五勺 免五分五厘貳毛
去ル巳
高五斗七升九合八勺 同起返取下
免六分
此取米三升四合八勺 新畑
高三拾六石壹斗五合三勺 此取米七石壹斗七升六合貳勺
高拾四石三升三合貳勺 此取米壹石四斗三合貳勺
去ル西高入
新畑本免
免壹ツ内
右同断

高貳拾七石壹斗貳升六合貳勺 同林畑
此取米八斗壹升三合五勺 免三分内
取米合五拾五石三斗貳升壹合貳勺
米四石七斗四升壹合 右差口
二口合六拾石六升式合貳勺
外
一米四斗八升五合三勺 居林年貢
一米五升八勺 秣場年貢
一米壹石五斗五升六合壹勺 山年貢
一米壹斗七升九合三勺 右差口
一金四兩壹分銀拾匁九分六厘 吏金
納合米六拾貳石三斗三升三合七勺
金四兩壹分銀拾匁九分六厘
右之通相極上八来ル十二月卅日
以前急度可致皆済者也

天明三卯年十一月十五日

兵藤次路治印
坂部弥市印
高宝八左衛門印

右庄屋小百姓中

（裏書）

表書之通皆済也此外何二而毛
脇役申掛取候ハ、何時モ可申出者也

卯

十二月廿一日 備前 印